

「令和8年度環境局広報啓発強化業務委託」仕様書(企画提案時)

1 件名

令和8年環境局広報啓発強化業務委託

2 委託期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日

※契約締結は予算の成立を条件とし、令和8年4月1日以降となる。

3 目的

地球温暖化対策や資源循環の推進、生物多様性の保全等多岐にわたる環境課題の解決には、市民一人一人の行動の変容が不可欠である。

このため、市民の行動変容の後押しとなるようなアプローチを強化し、SNS・サイネージなどの多様な媒体や手法を活用した戦略的な情報発信を行うことで、環境に優しい行動への変容を促進していく。

4 業務委託内容

環境施策に関する広報啓発の強化支援

※提案事項については、別紙「企画提案内容」を確認すること。

(1)各施策のターゲットに行動変容を促す広報啓発の実施

次に示す各内容の目的を達成するための広報について、スケジュールを含め戦略的に実施すること。

①6月環境月間のPR

【ターゲット】

福岡市民全般

【目的】

環境月間を契機とした市民の環境意識の向上

【時期】

5月～6月(環境月間)予定

【内容】

1.環境系インフルエンサーの招へい・連携

環境分野で発信力のあるインフルエンサーと連携し、市広報誌への環境月間に係る記事掲載への協力を行うこと

2.グリーンライトアップ

・6/5の環境の日に合わせて、福岡タワーをグリーンにライトアップすること
(福岡タワーへの申込については市にて実施するもの)

3.デジタルサイネージ等での放映

3-1.公共交通機関の駅周辺をはじめとした高い歩行者通行量があるエリアの民間保有のサイネージ等での放映(例:地下鉄天神駅、ソラリアビジョン等)(未確保)

・過去に作成した啓発ショート動画(※1)を、環境月間に合わせた内容に編集・加工し、市民に広く視聴してもらうため、サイネージ等(1～2カ所)にて放映を行うこと。

《放映開始日時》 6月1日 (1か月程度)
《データ》 MP4 形式、その他掲載媒体に応じて作成
《サイズ》 掲載媒体に応じて作成

3-2. 市保有サイネージ用のデータ加工

・区役所等のデジタルサイネージに掲載するため、過去に作成した啓発ショート動画(※1)を、環境月間に合わせた内容に編集・加工して放映できる形にすること

《放映開始日時》 6月1日 《データ提出締日》 5月20日(予定)
《データ》 MP4、WMV 形式 《サイズ》 1920pt×1080pt横型

※1 福岡市環境局にて過去に作成した動画やコンテンツ

一例) 「音編」 <https://www.youtube.com/shorts/d4H7P3dpk40>
「出会い編」 <https://www.youtube.com/shorts/eFdRQrdawVw>
「裁判編」 <https://www.youtube.com/shorts/PHEMwrwhYzI>

4. スポーツチーム等と連携した啓発イベントの開催

・アビスパ福岡 5月30日(土)の最終試合において、環境月間に合わせた脱炭素に関する市民参加型の啓発イベントを実施すること

②リチウムイオン電池を含む家電の処分に係る危険性の啓発

【メインターゲット】

回収イベントへの関心が高いミドル層(25～44歳)

【目的】

ハンディファンやモバイルバッテリー等のリチウム電池を含む家電の誤った処分はごみ収集車内、処理施設での発火・爆発を引き起こす危険性がある。これらの製品の正しい処分方法を適切な時期に周知することで、誤廃棄を防止する

【時期】

6月・11月予定

【内容】

1. インフルエンサー等と連携した動画制作等

・インフルエンサー等と連携した啓発動画等を作成し、SNS 媒体を活用して広報を実施すること(1か月程度)

2. 月間イベント等の開催

・福岡ソフトバンクホークスや、アビスパ福岡等の地元のプロスポーツチーム等と連携し、6月の環境月間や11月のリチウム強化月間のタイミング等に合わせた会場等でのハンディファン回収 BOX 設置等によるイベントを2回程度実施すること

3. SNS での時期に合わせたプロモーション

年末大掃除等、シーズンに合わせた啓発を作成済みの動画・静止画コンテンツ等を活用して、SNS 広告等にて配信すること

③リユース機運の醸成等

【メインターゲット】

子の成長に伴い、リユースに触れる機会の多い子育て世帯(20～40代)

【目的】

リユース月間を通じて、不要になった物を廃棄せず誰かが再利用できるように手放す行動や、買い物の際に中古品を選択肢とする価値観の定着を図る

【時期】9～10月(リユース月間)予定

【内容】

1. デジタルサイネージ等での放映

1-1. 公共交通機関の駅周辺をはじめとした高い歩行者通行量があるエリアの民間保有のデジタルサイネージ等(例:地下鉄天神駅等)(未確保)

- ・過去に制作したりユース推進キャンペーン内容等や、過去に制作したショート動画(※1)等を活用し、10月に開催する「環境フェスティバルふくおか」の開催に合わせて、市内各所のビジョン等にて放映すること(1か月程度)
《データ》 MP4形式、その他掲載媒体に応じて作成
《サイズ》 掲載媒体に応じて作成

2. SNS等でのプロモーション

- ・10月に予定している環境フェスティバルと連携して実施するリユースイベント(仮)の開催等について、SNS等にて広告配信等を行い、広く発信すること(1か月程度)。また、環境フェスティバル本体についても併せて事前PRを行い、広く周知を図るもの。

3. インフルエンサー等と連携した動画等の制作

- ・インフルエンサー等と連携して、機をとらえたりユースの啓発を行うこと

④自然との共生、生物多様性の回復の自分ごと化

【メインターゲット】

環境に関心はあるが、行動に移せていない子育て世代(概ね20代~40代)

【目的】

自然との関わり、関心を広げるとともに、「守りたい自然」を意識し自分ごと化してもらうこと

【時期】

10月頃予定

【内容】

1. インフルエンサー等と連携した動画等の制作

- ・親子で楽しめる自然体験イベント等をはじめとした環境局内のイベントの更なる周知に向けた、インフルエンサー等とのコラボ動画2本を制作し、広く展開すること
※環境局内のイベントについては、「生物多様性ふくおかセンター」URLを参照すること(<https://seibutsutayousei.city.fukuoka.lg.jp/>)

2. 生物多様性コンテストの広報施策の展開

- ・生物多様性戦略改定後に実施予定の(仮)「守りたい種・場所選定コンテスト」の機運醸成、応募促進及び選定結果PR等のための各種広報施策を展開すること
※チラシの作成、配布については、市において実施予定。
※(仮)「守りたい種・場所選定コンテスト」については、市において実施予定

⑤フードドライブキャンペーンの促進

【メインターゲット】

時短食品等の備蓄やまとめ買いにより家庭内の食品在庫を多く抱える傾向にある子育て・共働き世代(概ね30代~50代)

【目的】

フードドライブキャンペーンを通じてスーパー等の回収拠点を周知し、日常生活におけるフードドライブ実施の定着を図る

【時期】

10月(食品ロス削減月間)予定

【内容】

SNS 等でのプロモーション

- ・10月の食品ロス削減月間に合わせて、過去に制作した食品ロス削減に関するショート動画等のコンテンツを活用して、SNS 広告等を用いキャンペーンのPR を実施すること

⑥福岡市の環境の強み PR

【ターゲット】

福岡市民全般

【目的】

新生活の時期に合わせ、恵まれた自然環境、街路の清潔さ(ごみ夜間収集)、住みやすさなど福岡市が持つ環境分野での強みを広く発信する

【時期】

2月予定

【内容】

横型動画の制作と SNS でのプロモーション

- ・福岡市の環境分野の強みを発信する横型動画やフィード投稿等を制作した上で、SNS 広告等を使用し広く発信を行う(1 か月程度)。より高い効果が見込まれる手法がある場合には、これに限定されるものではなく、効果的な発信手法について提案すること。

(2)活用するオウンドメディア

SNS の投稿先は、環境局 Instagram アカウント、YouTube「福岡チャンネル」をはじめとする福岡市のソーシャルメディアとする。

(3)効果検証

① 行動変容

- ・4-(1)の各事業について、それぞれの目的が達成されているか、適切な KPI を設定し、意識や行動変容の変化について、広報実施の事前・事後の調査を通じ、効果を検証すること。

② 再生回数等

動画やコンテンツについては、再生回数、広告の表示回数、閲覧者の属性等を分析し、各配信期間の終了後に結果を報告すること。

- ※KPI の設定にあたっては、広報施策の目的との整合性および測定方法を提案時に明示すること。また、調査手法(WEB 調査、SNS アンケート等)についても、対象および目的との妥当性を示したうえで提案すること。

(4)実施体制等

本業務を実現するための実施体制、段取り(スケジュール)を示すこと。

また、類似の事業実績があれば記載すること。

5 成果物

(1)報告書の作成

各事業の広報について、効果・影響を分析したものを報告書(PDF 形式)としてまとめること。

(2)広報用コンテンツ

4で作成した広報用コンテンツを電子媒体にて、随時、福岡市へ提出すること。

- ・動画データ一式(MP4 形式)
- ・画像データ一式(jpeg 形式)

(3)記録写真、動画

4で実施した広報について、記録動画・写真があれば、電子データにて提出すること。

(4)納品場所

福岡市環境局環境政策課

(5)著作権の帰属

本業務により作成された全ての成果物(動画、画像、投稿用素材、報告書等)に係る著作権(著作権法第27条及び第28条を含む一切の権利)は、福岡市に帰属するものとする。受託者は、成果物に関する第三者の権利処理を行い、福岡市が自由に利用できる状態で納品すること。

6 その他

(1)業務履行にあたっては、委託者との連絡調整を密に行い円滑な業務遂行に努めること。

(2)本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある人員を確保すること。業務遂行により知り得たことについては、守秘義務を負うものとする。

(3)委託者は、受託者の委託業務の履行状況を適宜調査・確認し、報告を求めることができるものとし、かつ、必要に応じて改善を求めることができるものとする。

(4)業務遂行過程において生じた疑義や、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、定めるものとする。